



令和 7 年 8 月 13 日
中部地方整備局
木曽川上流河川事務所

「第16回 木曽川イタセンパラ事業環境影響検討会」を開催します。

木曽川上流河川事務所では、木曽川に生息する希少な天然記念物イタセンパラへの保護に向け、木曽川イタセンパラ事業環境影響検討会(以下「検討会」という)にて有識者のご意見を伺い河川整備を進めています。

今回の検討会では、「工事によるイタセンパラへの影響及び、影響区間における施工時の配慮事項についての審議」を予定しています。

なお、検討会は生息地等の保護のため一部非公開で開催いたします。

1. 開催日時

令和 7 年 8 月 22 日(金) 10:00～(2 時間程度)

2. 開催場所

国土交通省 中部地方整備局 木曽川上流河川事務所

3. 議事

- 1) 前回(第 15 回)検討会の意見及び回答
- 2) 事業スクリーニング
- 3) 令和 6 年度および令和 7 年度実施内容の報告
- 4) 新規事業に対する事業スクリーニング
- 5) その他

4. 取材・傍聴について

会場での取材及び傍聴は、「議事 3) 令和 6 年度および令和 7 年度実施内容の報告」のうち、実施工事の紹介までとさせていただきます。議事要旨については、木曽川上流河川事務所 で2週間を目安に閲覧いただけます。

取材及び傍聴には、事前登録が必要となります。取材をご希望の方は、別紙「取材登録書」を、傍聴をご希望の方は、別紙「傍聴申込書」をご記入のうえ、8月20日(水)15:00までに、以下の宛先までFAXまたは電子メールで送信をお願いします。

また、会場での取材及び傍聴については、人数が会場の定員に達した場合、ご参加いただけない場合があります(ご参加いただけない場合には、こちらから連絡いたします)。

当日は、会議開始 5 分前までには会場での受付を済ませていただきますようお願いします。

【取材登録書・傍聴申込書送信先】

F A X 番 号 058-251-1150

メールアドレス cbr-kisojyo-chosa@mlit.go.jp

5. 添付資料

別紙のとおり

6. 配布先

岐阜県政記者クラブ、一宮日刊記者会

7. 問合せ先

＜木曽川イタセンパラ事業環境影響検討会について＞

国土交通省 中部地方整備局 木曽川上流河川事務所

総括保全対策官 いかわ ようじ 井川 陽二

建設専門官 やまだ まさよし 山田 真嘉

電話:058-251-1125(直通)

別紙「取材登録書」

「第16回 木曽川イタセンパラ事業環境影響検討会」

取材登録書

当検討会の取材をご希望される報道機関におかれましては、事前登録のためこちらの取材登録書をご記入のうえ、期限までにFAXまたはメールにて送信をお願いいたします。

送信期限 令和7年8月20日(水)15時00分まで

1. 報道機関名 _____

2. 取材者

(1)お名前(複数名の場合、代表者名)

(2)ご連絡先 TEL _____

(3)取材人数 _____人

送信先

FAX番号 058-251-1150

メールアドレス cbr-kisojyo-chosa@mlit.go.jp

※会場の都合上、人数が定員に達した場合、ご参加いただけない場合があります。

ご参加いただけない場合のみ、こちらから連絡いたします。

※今回、ご記入いただきました個人情報については、「第16回 木曽川イタセンパラ事業環境影響検討会」の運営以外には使用いたしません。

別紙「傍聴申込書」

「第16回 木曽川イタセンパラ事業環境影響検討会」

傍聴申込書

当委員会の傍聴をご希望される方は、事前登録のためこちらの傍聴申込書をご記入のうえ、期限までにFAXまたはメールにて送信をお願いいたします。

期限 令和7年8月20日(水)15時00分まで

1. 傍聴者

(1)お名前 _____

(2)ご連絡先 TEL _____

(3)ご住所 _____

送信先

FAX番号 058-251-1150

メールアドレス cbr-kisojyo-chosa@mlit.go.jp

※会場の都合上、人数が定員に達した場合、ご参加いただけない場合があります。

ご参加いただけない場合のみ、こちらから連絡いたします。

※今回、ご記入いただきました個人情報については、「第16回 木曽川イタセンパラ事業環境影響検討会」の運営以外には使用いたしません。

木曽川イタセンパラ事業環境影響検討会 規約

（目 的）

第1条 木曽川イタセンパラ事業環境影響検討会（以下「検討会」という。）は、木曽川における天然記念物イタセンパラ（タナゴ類）の保護のため、影響が想定される事業について、環境影響の必要性について検討を実施するものである。
その組織及び運営については、本規約の定めるところによる。

（内 容）

第2条 検討会は、第1条の目的を達成するため、環境影響の判断（スクリーニング）基準を策定し、次に掲げる対象について、事業毎にスクリーニングを行ない、環境影響の方向性について審議する。

1、対象種

天然記念物イタセンパラ（タナゴ類）

2、対象地域

・木曽川24.4km付近（木曽川上下流管理境界）から約43km付近（三派川合流後）

3、対象事業

河川区域内の堤外地の改変をとみなう以下の事業

・直轄事業

・地方自治体、民間事業者等が実施する河川占用を伴う事業

（構 成）

第3条 検討会は、座長、副座長及び委員をもって組織するものとし、別紙1に定める者をもって構成する。

1. 座長は検討会の構成員により選任する。座長は会議を総括するとともに、検討会の開催にあたって委員を招集する。
2. 副座長は座長が指名する。座長が不在の時は、副座長がその職務を代行する。
3. 座長は検討会の目的を遂行するために必要と認めた場合には、検討会に委員以外の出席者を求めることができる。
4. 委員の任期は委嘱日から1年間とし、再任は妨げないものとする。

（情報公開）

第4条 検討会の公開の方法は、別紙2によるものとする。

（事務局）

第5条 検討会の事務局は、木曽川上流河川事務所に置くものとする。

（その他）

第6条 本規約に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が検討会に諮って検討会で定めるものとする。

二 規約の改正については、検討会で行うものとする。

附則

(施行期日)

この規約は、平成 22 年	7 月 30 日から施行する。
この規約は、平成 24 年	8 月 6 日から一部改正施行する。
この規約は、平成 25 年	9 月 30 日から一部改正施行する。
この規約は、平成 26 年	9 月 26 日から一部改正施行する。
この規約は、平成 28 年	9 月 29 日から一部改正施行する。
この規約は、平成 29 年	9 月 4 日から一部改正施行する。
この規約は、平成 30 年	9 月 18 日から一部改正施行する。
この規約は、令和元年	11 月 18 日から一部改正施行する。
この規約は、令和 2 年	10 月 19 日から一部改正施行する。
この規約は、令和 3 年	11 月 19 日から一部改正施行する。
この規約は、令和 4 年	9 月 15 日から一部改正施行する。
この規約は、令和 5 年	9 月 25 日から一部改正施行する。

＜別紙 1＞
※五十音順・敬称略

第 3 条

委員	専門分野	所 属	備考
北村 淳一	生物	三重県総合博物館 課長代理	
田代 喬	河川工学	名古屋大学減災連携研究センター 特任教授	
富永 晃宏	河川工学	名古屋工業大学 名誉教授	副座長
永山 滋也	河川生態	岐阜大学 地域環境変動適応研究センター 特任助教	
森 誠一	魚類	岐阜協立大学 地域創生研究所 教授	座長

第4条 情報公開について

規約第4条に基づき「情報公開」の方法を下記のとおり定める。

(議事)

- 議事の公開は、イタセンパラの生息場所に関する審議が含まれるため座長の挨拶までとする。
- 審議を公開する場合は、出席委員の過半数の賛成により決議されるものとする。

(資料)

- 資料は原則公表する。ただし、イタセンパラの生息位置の情報、個人情報保護法に抵触するものに係る資料は非公表とする。
- 公表資料は、木曽川上流河川事務所で閲覧できるようにする。

(議事要旨)

- 議事要旨は、全委員の確認を得た上で、資料とともに閲覧できるように、事務局において対応する。ただし、発言者の個人名は非公表とする。